

特定非営利活動法人 日本知的障がい者サッカー連盟
利益相反規程

(目的)

- 第1条 特定非営利活動法人であるスポーツ競技団体の信憑性を確保するためには、営利法人である企業や関連する団体との関わりについて(いわゆる利益相反問題)に対応する必要がある。
- 2 本規程の目的は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、本連盟の役職員等が利益相反の取引及び行為を明確に理解した上で、サッカー(フットサルを含む)の普及振興活動を積極的に推進できる環境を整備することにある。

(利益相反の対象者)

- 第2条 役員(理事、監事、委員を含む)、事務局員、職員、選手、指導者等(以下、「役職員等」という。)関連当事者の全てに及ぶ。

(利益相反行為の定義)

- 第3条 利益相反行為の定義は以下のとおりとする。

(1) 利益相反取引

- ア 役職員等が、自己又は第三者のために本連盟と取引をしようとする事。
- イ 本連盟が役職員等の債務を保証すること。
- ウ その他の役職員等以外の者との間において本連盟と当該役職員等との利益が相反する取引をしようとする事。

(2) その他の利益相反行為

- (1)に直接は該当しないが、役職員等の利益と本連盟の利益が相反する行為。なお、ここでいう利益とはいわゆる経済的行為にとどまらない。具体的には理事が日本代表の選考基準に達していない自分の子等を自らの影響力を行使して、日本代表に選考させるような行為をさす。

(利益相反への取り組み)

- 第4条 本連盟は特定非営利活動法人として営利を目的とした法人ではないことを踏まえ、利益相反行為が発生しないよう努めるものとする。
- (1) 理事について、原則として利益相反取引を禁止とする。
- (2) 理事がやむを得ず利益相反取引を実施する場合には、理事会にて当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (3) 理事・監事その他の利益相反行為を行う場合には、理事会に申告し承認を受けるものとする。ただし、緊張を要するときはガバナンス委員会で処理することができるが直近の理事会に報告し、承認を受けるものとする。申告は本人、第三者を問わない。
- (4) 理事・監事以外の役職員等の利益相反取引ならびに広義の利益相反行為の妥当性の判断は理事会にて行う。
- (5) 利益相反取引の妥当性を判断する際には、意思決定の透明性を確保するためにその取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証拠の有無、内容を保管することとする。

(利益相反行為の管理)

第5条 本連盟は、役職員等の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、本規程を定めるとともに、利益相反管理体制を構築する。また、役職員等がより高いモチベーションで知的障がい者サッカーの普及振興活動を実施することが可能となるよう、本規程等を広く連盟内外に明示する。

(利益相反管理体制)

第6条 利益相反管理体制は以下のとおりとする。

- (1) 理事会にて、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。
- (2) 利益相反問題を未然に防ぐために、コンプライアンス相談窓口を設ける。
- (3) 利益相反の管理に当たっては、顧問弁護士をはじめとする連盟外の有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐ。

(利益相反行為の適正性の判断基準)

第7条 理事会及び事務局長にて利益相反行為の適正性を判断する際の基準は以下のとおりとする。

- (1) 役職員等が本連盟の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合。
- (2) 役職員等が本連盟における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合。
- (3) 当該取引により、本連盟の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合。

(自己申告すべき情報)

第8条 役職員等は、利益相反の防止・対応のため、下記の事項に該当する場合には当該関連情報を理事会に報告しなければならない。

- (1) 法人の役職を兼業する場合には、当該法人と役職。
- (2) 個人チームの監督、コーチ、その他の要職にある場合には、当該チーム名と担当役職。
- (3) 設備や物品の供与及び寄付等を行う場合。
- (4) 本連盟の利害と行動に直接・間接的な関係を有する者を利害関係者とし、それに対し施設、設備の利用提供をする場合。
- (5) 利害関係者からの物品の購入や施設の賃借をする場合。

(情報開示)

第9条 理事会は、利益相反規定等への取り組み状況を開示する。また、本利益相反規程を役職員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的の開示する。

(利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て)

第 10 条 理事会は役職員等からの自己申告情報に基づき、利益相反状況を審査する。審査を経て利益相反と判断、または懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い改善するよう指導・勧告をする。役職員等は審査に不服がある場合には、再度、理事会に対して審議を求めることができる。理事会は十分に審議を行い、決定を経て申立者へ審議の結果を報告する。

(役職員等への啓発)

第 11 条 利益相反問題に関する意識向上のため、役職員等に対し専門家による研修を実施する。
2 利益相反相談窓口(コンプライアンス相談窓口)を事務局内に設け、いつでも相談できる体制にする。

(見直しの実施)

第 12 条 本連盟を取り巻く環境、スポーツ団体ガバナンスコードの見直し、国内外の経済社会情勢の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本規程の適宜見直しを実施する。

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。